

精神科特化型 訪問看護

訪問看護ステーションあやめ花園

事業所番号：申請中 ステーションコード：申請中

TEL : 048-594-8160 FAX : 048-594-8163

【所在地】〒369-1108 埼玉県深谷市田中 2326-2 ロイヤルハイツ A 101

現地案内図



訪問エリア



【営業時間】9 : 00 ~ 18 : 00
【休業日】日曜・年末年始

【訪問エリア】
深谷市・美里町・熊谷市・寄居町・小川町・嵐山町

ファーストナース独自のサービス

〈相談員の配置〉

ファーストナースでは施設ごとに各種申請や更新を無料でお手伝いする相談員を配置しています。

〈交通費の廃止〉

ファーストナースではご自宅や施設までの交通費を頂いておりません。

〈日々の訪問内容メールサービス〉

ファーストナースではご希望いただいたご家族様や医療・福祉関係者様にペーパーレス記録システムを生かした訪問内容のメール送信サービスを実施しています。



株式会社 ファーストナース

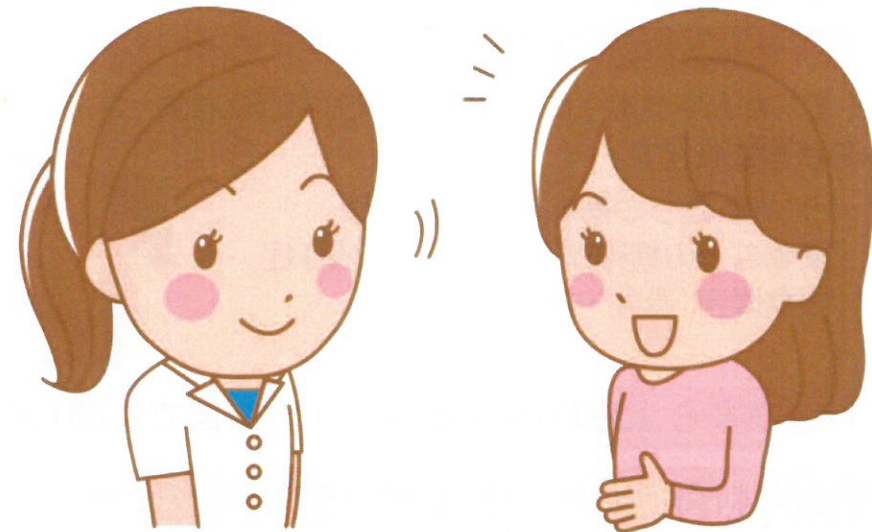
【本社】〒105-0004 東京都港区新橋 2丁目 12-16 明和ビル 4F
【熊谷事務センター】〒360-0036 埼玉県熊谷市桜木町 1-65 ホクシンビル 2階
TEL : 048-599-2010 / FAX : 048-522-2130

精神科特化型 訪問看護



訪問看護ステーション

あやめ花園



自宅・施設での充実した日々のため 利用者様の心と体に 寄り添います



【ご利用相談窓口】お気軽にお問い合わせ・ご相談ください

0120-734-652

メールでのお問い合わせも受け付けております。E-mail soudan@firstnurse.co.jp

訪問看護ステーションあやめの特徴

ファーストナースは「精神科訪問看護」に特化した訪問看護事業所「訪問看護ステーションあやめ」を運営し、ご自宅や施設で暮らしている方々が安心して生活できるように地域の医療機関や福祉施設と連携したサービス提供を行います。

精神科訪問看護

- ・ご自宅や施設で暮らしている方に自立支援医療制度に基づいた訪問看護サービスを実施し、健康管理・薬剤管理を通じてご利用者様の健康的な生活に寄与いたします。
- ・ご利用までの申請代行をさせていただきます。

また医療サービスのため、介護単位数を使うことはありません。

※現在、医療または介護の訪問看護をご利用されている方は、重複してご利用いただけません。

対象となる方

何らかの精神疾患（てんかんを含む）により通院している方。対象となるのは全ての精神疾患で次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・不安障害
- ・薬物などの精神作用物質による依存症
- ・知的障害
- ・摂食障害（過食・拒食）
- ・てんかん



訪問時間 月曜日から土曜日の9時から17時まで訪問（定休日を除く）

料金と回数

- ・週1回から週3回までご利用可能です
- ・1回35分程度
- ・自立支援医療受給者証をご利用いただけますので1割負担となります
また、世帯収入等により月額上限額が設定される場合があります

区分		負担額
① 精神療養費 (I)	週3日まで (30分以上)	555円
② 訪問看護管理療養費	月の初日	744円
	月の2日目以降	300円
複数名訪問看護加算	※行った場合のみ算定	450円

※1回のご利用料金は上記表の①と②の合算額となります



よくあるご質問

- Q 精神科訪問看護は何歳から利用できるの？
A 精神疾患があり通院している方であれば何歳からでもご利用できます。
- Q 介護保険のサービスを上限一杯に使っていますが、使えますか？
A 精神科訪問看護は医療に該当するサービスです。
今お使いの介護サービスを変えずに追加サービスとしてお使いいただけます。
- Q 認知症の周辺症状で困っています。精神科訪問看護は使えますか？
A 残念ながら認知症を主病訴としている方は精神科訪問看護はお使いいただけません。

ご利用までの流れ

ご利用にあたっては「自立支援医療受給者証」及び「精神科医師指示書」が必要となります。
手続きの代行・援助も行っております。お気軽にご相談ください。

◎ご自宅で生活している方の場合

- ・健康管理、薬剤管理に自信が持てない
- ・一人での時間が多く、気が滅入ってしまう
- ・ひきこもりがちで家から出ない、話相手が欲しい
- ・遠方に一人暮らしで心配、自宅での様子が知りたい 等



ファーストナースへお電話ください
フリーダイヤル 0120-734-652

自立支援医療受給者証の有無、精神科通院の有無を確認

有

無

担当医師から指示書を頂きます

ファーストナースが
申請のお手伝いをさせていただきます
※精神科通院歴のない方は通院が必要となります

ご利用開始

◎施設で生活している方の場合（関係者様向け）

精神科訪問看護は、自立支援医療制度を利用しているため、
介護老人保健施設、介護療養型医療施設以外の全ての施設入居者様が
ご利用可能なサービスとなっています。

- ・抑うつが激しく対応が難しい方
- ・専門看護師と協力しながらケアが必要な方
- ・第三者の介入が望ましい方 等



ファーストナースへお電話ください
フリーダイヤル 0120-734-652

自立支援医療受給者証の有無、精神科通院の有無を確認

有

無

担当医師から指示書を頂きます

ファーストナースが
申請のお手伝いをさせていただきます
※精神科通院歴のない方は通院が必要となります

ご利用開始